第68　注記事項

［略］

＜注47＞重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

［⑴～⑺　略］

⑻　設立団体の数の増加に伴う措置により承継した資産、負債及び資本金の額並びにその主な内訳

⑼　設立団体の数の減少に伴う出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

第69　表示区分

1　利益の処分に関する書類は、当期未処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。

［2　略］

第72　法第40条第３項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第３項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第３項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

＜参考＞経営努力認定の考え方について

［１～３　略］

4　具体的には、以下の考え方によるものとする。

［⑴　略］

⑵　費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

［⑶　略］

第76　注記事項

［略］

＜注48＞機会費用計算の注記について

［略］

［⑴　略］

第68　注記事項

［同左］

＜注47＞重要な非資金取引について

キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。

［⑴～⑺　同左］

［新設］

［新設］

第69　表示区分

1　利益の処分に関する書類は、当期未処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。

［2　同左］

第72　法第40条第３項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第３項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第３項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）

＜参考＞経営努力認定の考え方について

［１～３　同左］

4　具体的には、以下の考え方によるものとする。

［⑴　同左］

⑵　費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

［⑶　同左］

第76　注記事項

［同左］

＜注48＞機会費用計算の注記について

［同左］

［⑴　同左］